

日光市 LoGo フォーム利用規約

(利用規約について)

第1条 この規約は、日光市（以下「本市」という。）の申請及び届出等の手続について、個人又は法人等（以下「利用者」という。）が、株式会社トラストバンクが運営する電子申請システム「LoGoフォーム」（以下「本サービス」という。）を利用して行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本サービスを利用して電子申請の手続を行うためには、本規約及びLoGoフォームシステム利用規約（一般ユーザー）に同意する必要があるとあり、同意できない場合は、本サービスを利用することはできません。なお、本サービスを利用した場合は、これらの規約に同意したものとみなします。

(利用者の責任)

第3条 利用者は、本サービスの利用に当たっては、以下の責任を負うものとします。

- (1) 利用者は、自己の判断と責任に基づき本サービスを利用するものとします。利用者は、本サービスが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による手続を行うこととし、このことを承知した上で本サービスを利用するものとします。
- (2) 利用者は、本サービスを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備するものとします。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続は、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。
- (3) 利用者は、本サービスの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、必要なセキュリティ対策に努めるものとします。なお、送信したファイルがマルウェアに感染していた場合は、本サービスで手続自体を受け付けられないことがあります。

(個人情報の取扱い)

第4条 利用者から提供された個人情報は、利用目的の範囲内で利用または提供します。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、利用目的以外の目的に利用したり第三者に提供したりすることはありません。

2 収集した個人情報については、厳重に管理し、漏えい、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。利用目的に関し保存の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去します。

(禁止事項)

第5条 本サービスの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。なお、利用者がその責めに帰すべき理由により、第三者又は本市に対し損害を与えた場合、その責めを問われる場合があります。

- (1) 本サービスに対して、自己を偽り、又は他人を装って不正にアクセスする行為
- (2) 本サービスの管理及び運営を故意に妨害又は破壊する行為
- (3) 本市又は第三者に対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそれらを与える恐れのある行為
- (4) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると判断した行為

(禁止事項に対する防御措置)

第6条 前条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合、本市は利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者から収集した情報の抹消及び利用者の本サービスの利用停止等の必要な措置を講ずることができるものとします。

(サービス利用可能時間)

第7条 本サービスの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、機器メンテナンス等により、利用者に予告なく本サービスの利用を停止する場合があります。

(免責事項)

第8条 本市は、利用者が本サービスを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

2 本市は、その裁量において、本サービスの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。

3 本市は、利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線上の障害、その他本市の責めに帰さない理由による本サービスの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第9条 本市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとし、変更を行った場合は、遅滞なく本市の公式ホームページに掲載するものとします。また、本規約の変更後に、利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 本規約の解釈、適用に当たっては、日本国の国内法を準拠法とします。

2 本サービスの利用にあたり、本市と利用者との間で生じた紛争については、相互で誠実に解決に努めることとします。

3 前項により解決が図られず、司法の判断を求める場合には、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続を行うこととします。

附 則

本規約は、令和6年3月1日から施行します。